

日野市企業立地支援制度

日野市内の工業系用途地域に設備投資を行う企業等に対し、一定の要件を満たしている場合に固定資産税・都市計画税相当額を奨励金として交付（キャッシュバック）します。

また、設備投資に伴い市内在住者を新たに雇用した場合にも奨励金を交付します。

奨励金の種類

種別	概要	ページ
1. 企業立地奨励金	工場等の施設を新たに設置もしくは拡張した事業者に、固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付します。	3
2. 産業創出施設設置奨励金	研究開発など新たな産業の創出を図る施設を新たに設置もしくは拡張した事業者に、固定資産税・都市計画税相当額を5年間交付します。	4
3. 貸し施設設置奨励金	貸し工場等を新たに設置し、製造業等を行う企業等に賃貸した場合、貸し工場等を設置した事業者に、固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付します。	5
4. 産業用地確保奨励金	製造業等を行う企業等に土地を譲渡した場合、土地を売却した方・企業等に、固定資産税・都市計画税相当額を1年間交付します。	6
5. 生産設備設置奨励金	新たに生産設備を設置した中小企業に、その償却資産の固定資産税相当額を5年間交付します。	7
6. 雇用促進奨励金	上記1. 2. 5. の奨励金の活用に伴い、市内居住者を新たに常用雇用した場合、雇用した事業者、一人あたり10万円を1年間交付します。	8

対象地域

日野市内における準工業地域及び工業地域

対象業種

製造業及び製造業に関連するサービス等

(産業創出施設設置奨励金に関しては、上記に加え事業の分野が、研究開発、創業支援・ベンチャー育成、地域課題解決分野である必要があります。)

各奨励金共通の要件

- ・ 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- ・ 施設の立地に伴う環境の保全について、適切な措置を講じていること。
- ・ 国、東京都、独立行政法人、日野市その他地方公共団体又は地方独立行政法人による出資を受けていないこと。
- ・ 施設及び事業内容が、立地の際に適用を受ける法令等に適合していること。
- ・ 許認可が必要な事業を行う場合、当該事業の実施に必要な許認可又は資格を有していること。

※上記のほか、立地の形態によっては、特例等がございます。

詳細については、日野市産業振興課までお問い合わせください。

市内建設業者活用加算金

「1. 企業立地奨励金」、「2. 産業創出施設設置奨励金」、「3. 貸し施設設置奨励金」の利用に伴い工場等を新築・拡張する際、日野市内の建設業者を活用いただいた場合に、加算金を交付します。

- ・ 工事請負業者が市内事業者の場合
工事請負契約額×1% の加算金
- ・ 一次下請業者が市内事業者の場合 (一定の請負割合が必要となります。)
工事請負契約額×0.5% の加算金

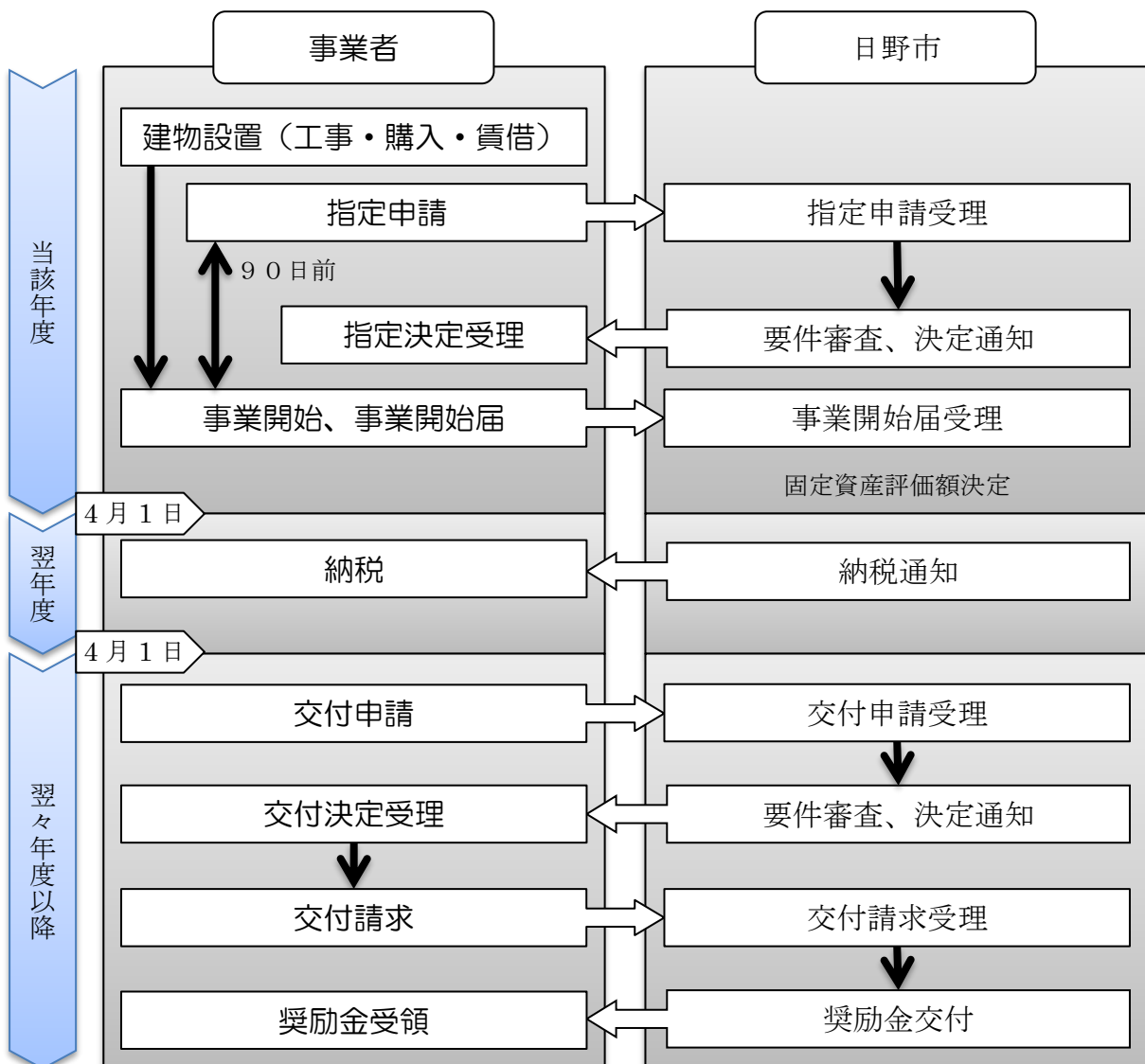
1. 企業立地奨励金

工場、事務所等の事業施設を新たに設置（建築、購入、賃借）もしくは拡張（建替え含む）した事業者には、固定資産税・都市計画税相当額を3年間（事業の分野が、環境関連分野又は健康・福祉分野の場合は、5年間）交付します。

【規模要件】

	新設		拡張	
	投下固定資産評価額	常用雇用者の数	投下固定資産評価額	常用雇用者の数
中小企業以外	1億円以上	10人以上	1億円以上	減少しないこと
中小企業	3,000万円以上	—	—	減少しないこと

【交付までの流れ】（代表的な例）



2. 産業創出施設設置奨励金

研究開発など新たな産業の創出を図る施設（※産業創出施設）を新たに設置（建築、購入、賃借）もしくは拡張した事業者には、固定資産税・都市計画税相当額を5年間交付します。

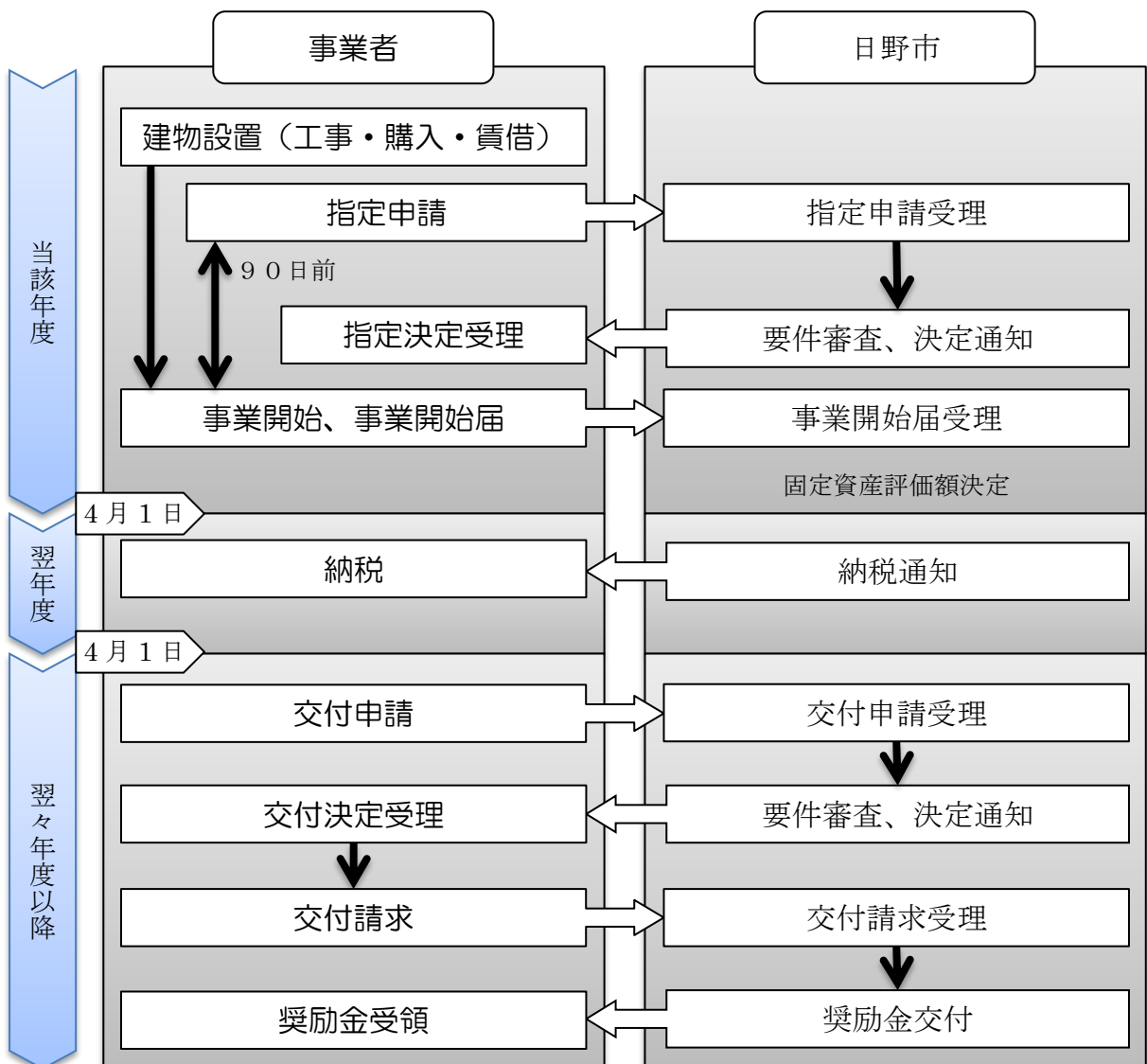
※産業創出施設とは…事業の分野が次のいずれかに該当する施設。

- ① 研究開発、産々・産学連携分野
- ② 創業支援、ベンチャー育成分野
- ③ 地域課題解決分野

【規模要件】

投下固定資産評価額：1億円以上

【交付までの流れ】（代表的な例）



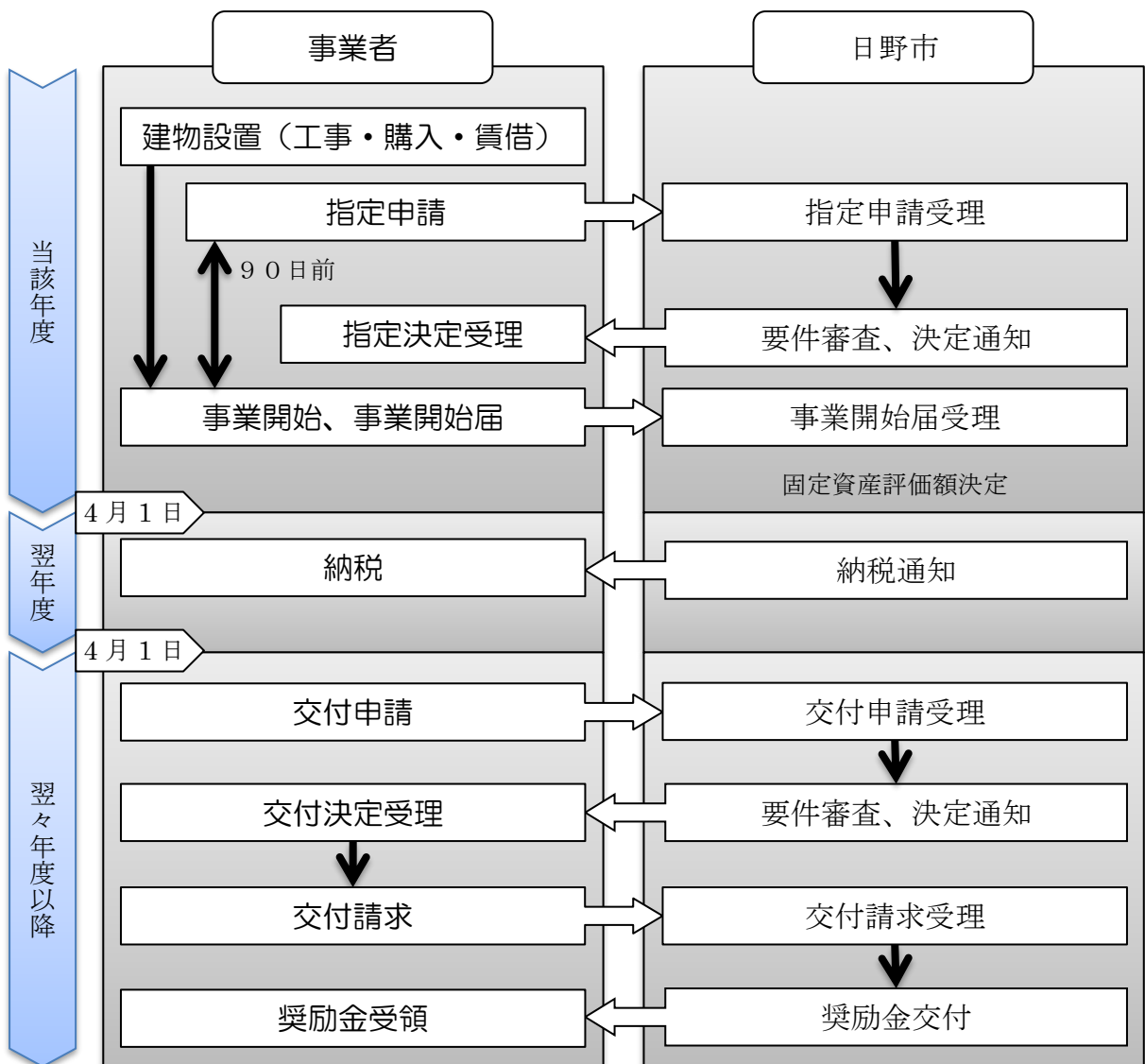
3. 貸し施設設置奨励金

貸し工場等の貸し施設を新たに設置し、製造業等を行う企業等に賃貸した場合、貸し工場等を設置した事業者には、固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付します。

【規模要件】

投下固定資産評価額：1億円以上

【交付までの流れ】（代表的な例）



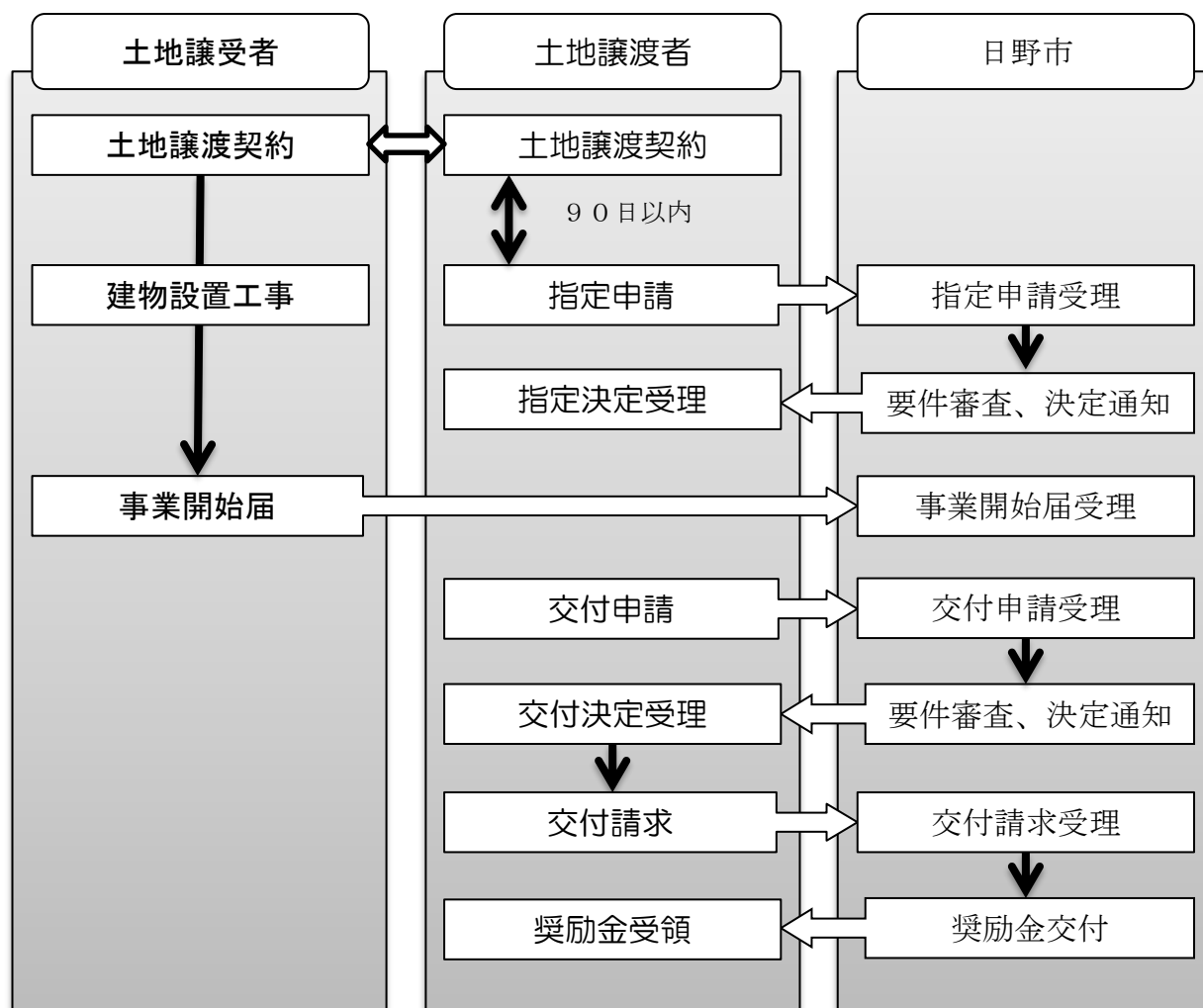
4. 産業用地確保奨励金

製造業等を行う企業等に土地を譲渡した場合、土地を売却した方に、固定資産税・都市計画税相当額を1年間交付します。

【規模要件】

500㎡以上の土地を譲渡

【交付までの流れ】（代表的な例）



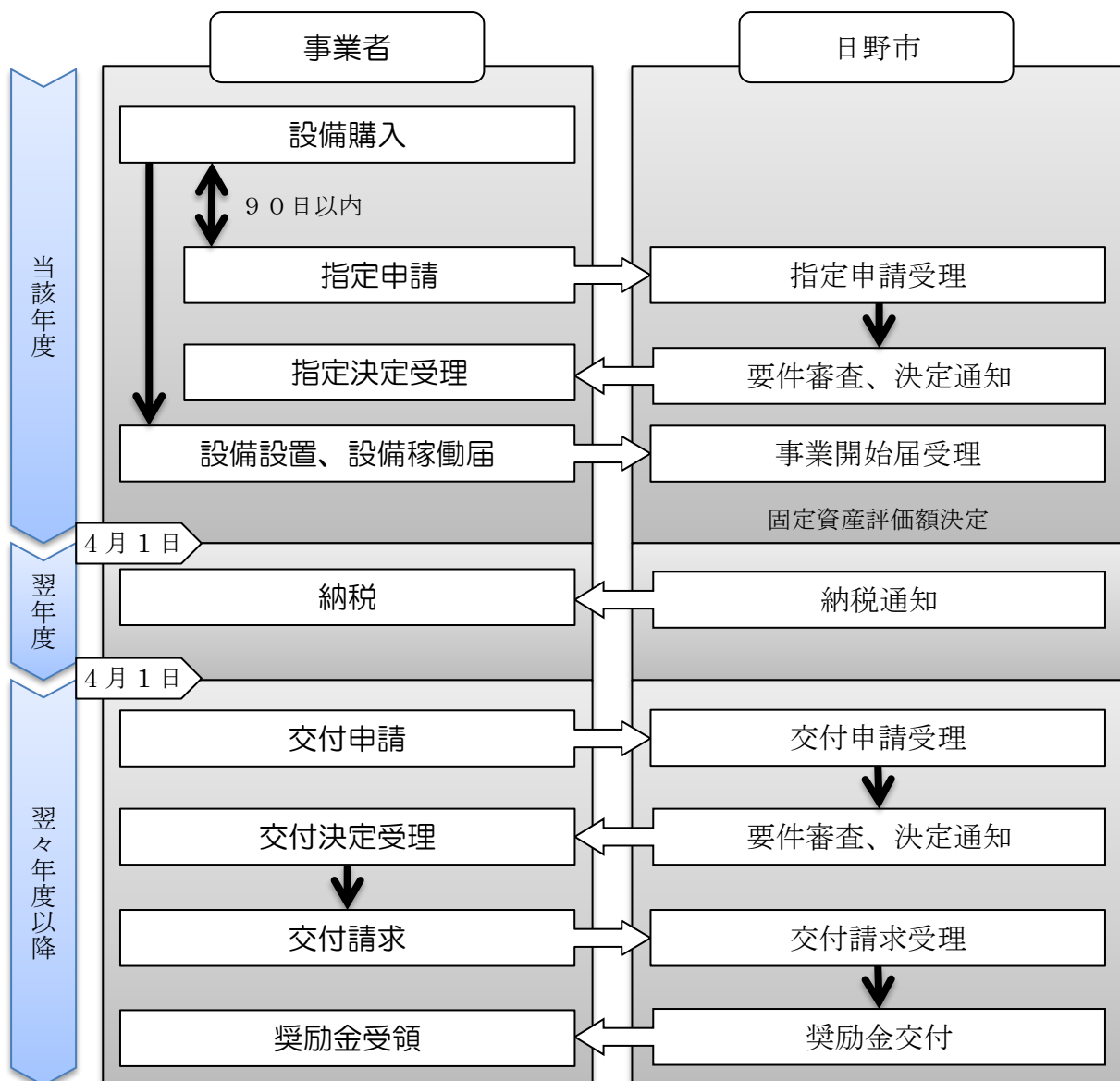
5. 生産設備設置奨励金

新たに生産設備を設置した中小企業に、その償却資産の固定資産税相当額を5年間交付します。

【規模要件】

投下固定資産評価額：1,500万円以上（指定する償却資産の売買契約日から90日前までに関連して購入した償却資産の投下固定資産評価額の合計）

【交付までの流れ】（代表的な例）



6. 雇用促進奨励金

企業立地奨励金、産業創出施設設置奨励金、生産設備設置奨励金の活用に伴い市内居住者を新たに常用雇用した場合、雇用した事業者には、一人あたり10万円を1年間交付します。

【規模要件】

企業立地奨励金、産業創出施設設置奨励金、生産設備設置奨励金に準じる。

【交付までの流れ】

企業立地奨励金、産業創出施設設置奨励金、生産設備設置奨励金に準じる。(1年間のみ)

問い合わせ先

日野市産業スポーツ部産業振興課 ものづくり推進係

〒191-8686

東京都日野市神明1-12-1

電話：042-514-8442

E-mail：sangyo@city.hino.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.hino.lg.jp/sangyo/sougyo/1003488.html>